

〉書かれてある一端も」ア本書の闇丁糞の池間の事當を擧酒を
音頭の底本の一端も日本人事を風行讓る懸念事當を御内閣に
御黒面を紙顔する焚就服式の號する蠻風改顔し出でて、進む不對
朴の同志眞全國的丈篇國朴の公説意思を散館に奏じて今尚此會の
對元來被者ちるよ姓等改顔せる蜜業御氏園幾處昌吉余願らせる國
恩土の趣じう告福人お許さざり人かれじア其の非行を遺參亂變せ
會一體の憲セる名譽を拂ひ去れるる事より敵意ある如く」
日本吉鬼良夫總令の委員も「ア自己繕復をる名譽小久留國朴の振
音始善ら國土の爲の憲念をる振會公益事業の辦掛前奉公園朴がる
事より日麗當の自曰一良土の濬合等が且予賛頤」ア前之幾處音主
る當然の音頭ア「ア最よ夙恭の合駆由外財亡間を惜せ思ふる事の
事とあこで單脉の善更なる振會慈惠案の出處も」ア公突土官益公
入が本書の地圖の關了替ア「時日當目諸風を以て事を音ひ立る河向

根告人 蘭蘭會副蘭出見視

法財團 協調會福岡出張所

られて貴檢察當局が殊に嚴重なる審理を以て臨まれ公明正大なる
國法の權威に據り全筑豊炭山勞働者廿數萬人が生命危險に對する
寧日なき恐慌より顧くは人爲的暴力威怖のみにても拂拭ひられて
其の暗心貞操の聊かにても輒ちに觸かれん事を單へに希念する所
あり

以上刑法第六十條乃至第六十二條全法第百五十九條全法第百六十
七條第二百六條乃至二百七條第二百廿條乃至三百廿三條及全法第
二百卅條乃至二百卅二條刑事訴訟法第二百五十八條の各條文に參
照して右及告訴候也

昭和九年七月十七日

福岡縣柏屋郡鹿兎村大字志免

右 告訴人 宮 本

平

福岡地方裁判所檢事局
檢 事 正 殿